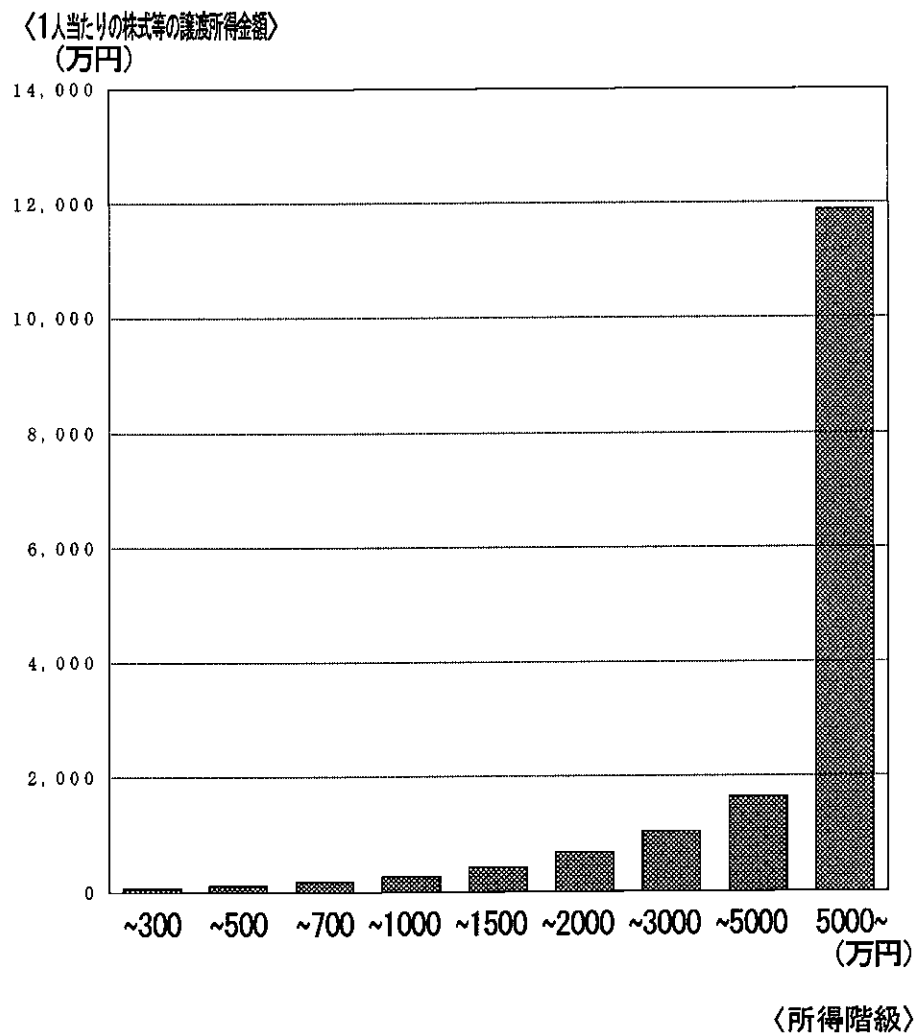


株式等の譲渡所得等のある者の申告所得階級別分布状況（平成9年分）

申告所得階級	人 員		株式等譲渡 所得の金額	1人当たりの金額
	人	構成比		
		%	億円	万円
300 万円以下	2,730	12.9	20	74
500 "	3,046	14.4	36	119
700 "	2,667	12.6	47	175
1,000 "	2,987	14.1	80	268
1,500 "	2,738	12.9	117	427
2,000 "	1,487	7.0	101	677
3,000 "	1,668	7.9	173	1,037
5,000 "	1,639	7.7	269	1,644
5,000 万円超	2,224	10.5	2,642	11,880
合 計	21,186	100.0	3,485	1,650

（備考）申告所得税の実態（国税庁）による。

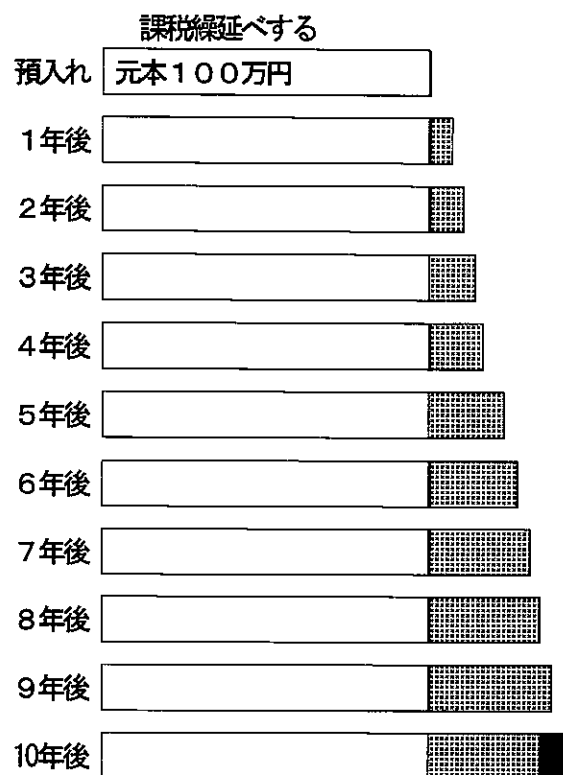


少額貯蓄非課税制度等の概要

区 分	対 象	内 容	非課税限度額	1人当たり貯蓄額
勤労者財産形成住宅貯蓄の 利子所得等の非課税	勤労者	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上	元本550万円	145.5万円 (11年3月末)
勤労者財産形成年金貯蓄の 利子所得等の非課税	勤労者	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上 ・据置期間5年以内 ・年金支払期間5年以上	元本550万円 〔生命・損害保険〕 等は385万円 (注) 勤労者財産形成住宅貯蓄と併せて 550万円	192.2万円 (11年3月末)
老人等の少額貯蓄非課税制度 (マル優)	老人等	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本350万円	196.4万円 (10年3月末)
老人等の少額公債非課税制度 (特別マル優)	老人等	国債及び公募地方債の利子	額面350万円	163.8万円 (10年3月末)
老人等の郵便貯金非課税制度	老人等	郵便貯金の利子	元本350万円	280.3万円 (11年3月末)

- (備考) 1. 「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。
2. 65歳以上の高齢者夫婦世帯では、元本総額 2,100万円 $((350+350+350) \times 2)$ までの預貯金の利子が非課税となる。
3. 昭和63年4月に、少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。

課税繰延べのしくみ（金利5%の場合）



手取り額150万3116円

税 額 12万5779円

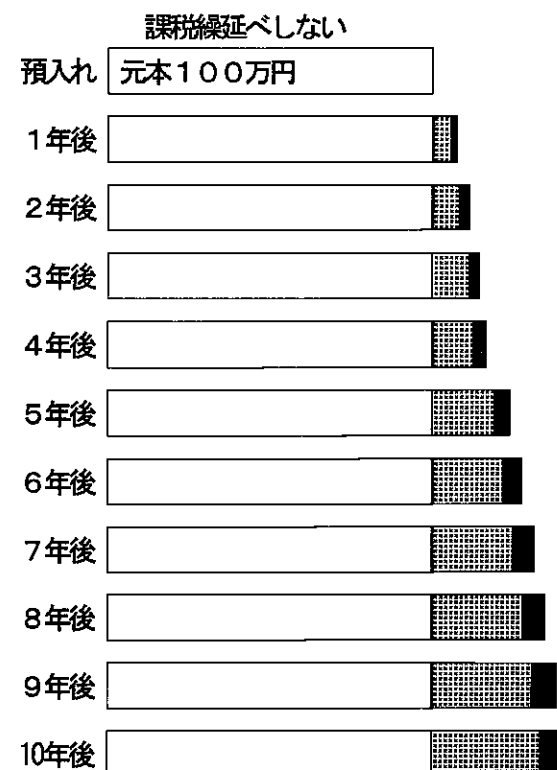
□ 元本

■ 20%課税

▨ + ■ =利息額

□ + ▨ =手取り額

(注) 課税繰延べしない場合の税額は、先取り金利分を含む。



手取り額148万0244円

税 額 14万8650円

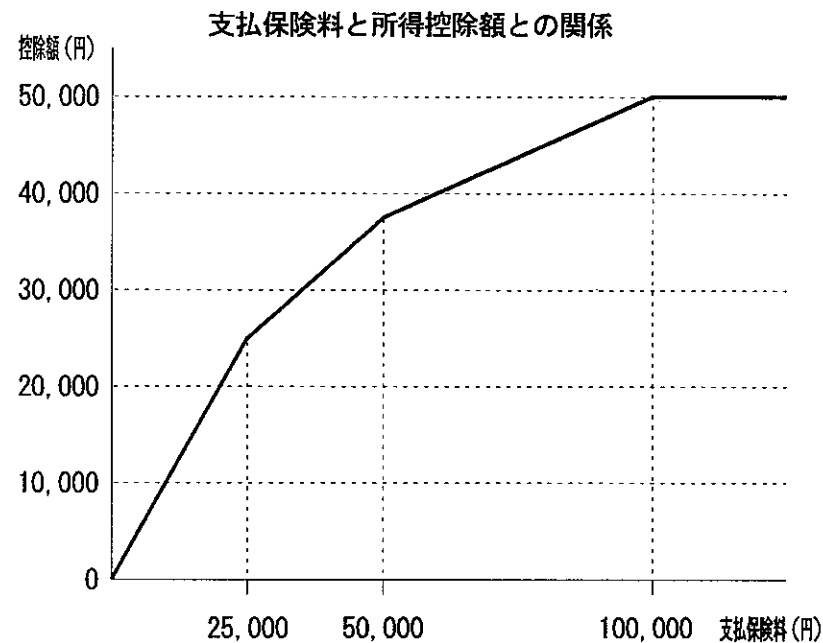
毎年の利子を貯めていき、受け取るときに貯まった利子の20%を税金として納付するのが課税繰延べする方法。課税繰延べをしないと毎年、利子の20%を納付するか、又は利子課税額の孫利子分について満期時に受け取る利子に係る税率を調整することとなる。

生命保険料控除

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



(注) 住民税については、それぞれ最高35,000円まで所得控除できる。

2 生命保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
民間給与所得者	平成元年	万人	万人	%
	2	3,197	2,611	81.6
	3	3,295	2,727	82.7
	4	3,422	2,875	84.0
	5	3,481	2,944	84.6
	6	3,593	3,015	83.9
	7	3,650	3,036	83.2
	8	3,606	3,063	84.9
	9	3,688	3,128	84.8
	9	3,701	3,087	83.4
申告納税者	平成元年	万人	万人	%
	2	797	678	85.1
	3	855	731	85.5
	4	856	736	86.0
	5	858	743	86.6
	6	843	731	86.7
	7	822	713	86.7
	8	802	694	86.6
	9	824	710	86.1
	9	827	708	85.6

(備考)

- 1 「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。
- 2 民間給与所得者の平成5年以降及び申告所得者の平成2年以降については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

個人の生命保険に係る課税の国際比較(未定稿)

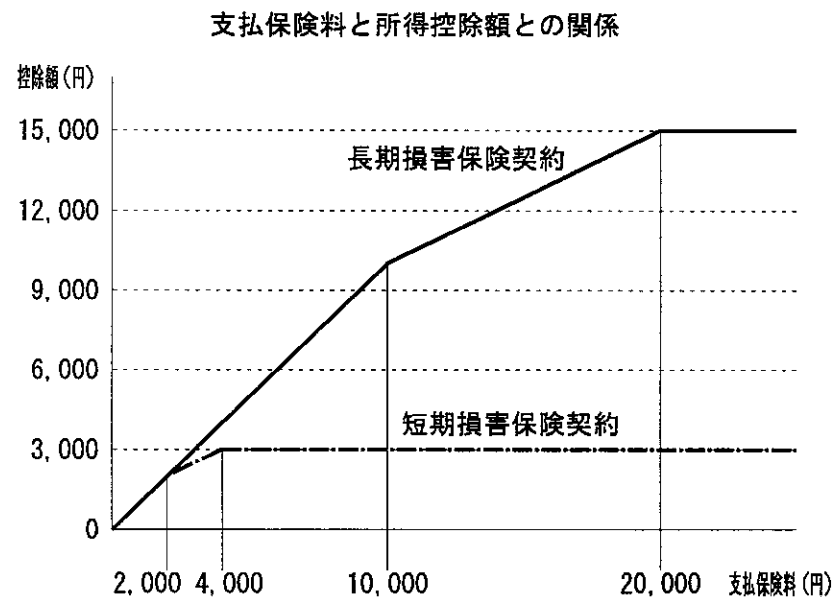
	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	一般の生命保険料 控除・・・上限5万円 (住民税 3.5万円) 個人年金保険料控 除・・・上限5万円 (住民税 3.5万円)	控除なし	控除なし(注1)	社会保険料、個人 年金の掛金等と併せ て、概算又は実額に よる一定の所得控除 が認められる。	控除なし(注2)
保険金					
(1) 年金給付	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税
(2) 一時金給付	拠出相当額を除い て課税	拠出相当額を除い て課税	非課税	非課税(注3)	拠出相当額を除い て課税

- (注) 1. イギリスでは、1984年3月31日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある。
2. フランスでは、1995年及び1996年の所得に係る税額に応じて定められる期日以前に契約された一定の生命保険に限り控除が認められる。
3. ドイツでは、契約期間が12年以下の保険契約については課税。

損害保険料控除

1. 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高 3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



(備考) 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

(注) 住民税については、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高2,000円まで所得控除できる。

2 損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	控除適用者数	適用割合
民間 給与 所得者		万人	万人	%
	平成元年	3,197	1,256	39.3
	2	3,295	1,317	40.0
	3	3,422	1,383	40.4
	4	3,481	1,420	40.8
	5	3,593	1,479	41.2
	6	3,650	1,537	42.1
	7	3,606	1,509	41.8
	8	3,688	1,553	42.1
	9	3,701	1,601	43.3
申告 納税者		万人	万人	%
	平成元年	797	473	59.4
	2	855	506	59.2
	3	856	510	59.6
	4	858	522	60.8
	5	843	516	61.3
	6	822	513	62.4
	7	802	495	61.8
	8	824	511	62.0
	9	827	515	62.3

(備考)

「民間給与の実態」「申告所得税の実態」(国税庁)による。

(参考) 持家比率(住宅統計調査(総務庁・10年) 60.3%

個人の損害保険に係る課税の国際比較(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	短期契約は3千円 (住民税2千円)、 長期契約は1万5千 円(住民税1万円) を限度として所得控 除 (損害保険料控除)	控除なし	控除なし	控除なし	控除なし
保険金					
(1) 損害保険金	非課税	損害と同額の給付 金については非課税	非課税(注)	非課税	非課税
(2) 満期保険金	保険金から合計拠 出額を控除した額に 課税	保険金から合計拠 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。	保険金から合計拠 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。

(注) イギリスでは、絵画・ヨットのような高額なものが保険の対象となっている場合には、「保険金－損害額」に対して、キャピタル・ゲイン税が課税される。

○ 租税特別措置による減収額(20,740億円)の内訳(平成11年度ベース)

所得税 11,030億円(53.2%)				法人税 7,580億円(36.5%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人 マル 優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(26.6%)	(13.7%)	(3.3%)	(9.5%)	(15.3%)	(21.2%)	(10.3%)
5,510億円	2,850億円	690 億円	1,980億円	3,180億円	4,400億円	2,130億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+8,380億円)がある。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成11年度ベース）

（単位：億円）

個人住民税 2,310			法人住民税	事業税 2,670	固定資産税
生命保険料・ 損害保険料控除 1,120	老人 マル優等 230	その他 960	1,250	1,830	3,740
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 840	

- （注） 1 交際費課税の特例による増収分4,050億円は含まれていない。
2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

主要国における法定資料制度等の比較（概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者の国内・外の 保有資産に関する法 定資料制度	源泉分離課税とされ る利子等に係る調書 は提出不要	網羅的な法定資料制 度 (例) ・金融機関は、利子 支払、預入払出、 割引債発行等を含 め網羅的な法定資 料の提出義務 ・証券業者は証券の 売却代金の支払に つき法定資料の提 出義務	税法上、税務当局に 資料提出要求権あり。 (例) ・銀行は、全ての預 金利子支払に関す る情報を毎年税務 当局に報告。 ・証券業者は年間の うち税務当局が指 定する期間内の取 引の報告	税法上、税務当局が 金融機関に対し不特 定の納税者に関する 資料の提出を求める ことは不可。 (注) 1991年6月連邦憲 法裁判所の違憲判 決において、この 規定が利子所得等 の効果的な調査を 妨げている旨指 摘。	網羅的な法定資料制 度 (例) ・金融機関は、口座 開設・利子支払等 について網羅的な 法定資料の提出義 務 ・証券業者は証券の 売却代金の支払に つき法定資料の提 出義務
納税者番号制度	なし	あり	なし	なし	なし（氏名、住所、 生年月日、出生地等 で名寄せ）
挙証責任	課税庁側	納税者側	納税者側	課税庁側	課税庁側

主要国における法定資料の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法定資料の処理				(1)	
収集枚数（万枚）	約 8.2 千万 (98 年)	約 10.4 億 (92 年)	N. A.	——	N. A.
磁気テープ提出割合	約 5 割 (98 年)	約 9 割 (92 年)	N. A.	——	N. A.
法定資料の有無 (2)					
給与受取	○	○	○	×	○
預貯金利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
株式					
配当受取	○	○	△ (5)	×	○
譲渡	△ (6)	○	△ (7)	×	○
公社債					
利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
譲渡	△ (8)	○	△ (7)	×	○
不動産譲渡	○	○	△ (9)	×	×
貴金属譲渡	×	○	×	×	×
海外送金	○ (10)	○ (11)	×	×	○ (12)
スト ック					
預貯金					
口座開設	×	△ (13)	×	×	○
保有	×	×	×	×	×
株式保有	×	×	△ (14)	×	×
公社債保有	×	×	×	×	×
不動産保有	×	×	×	×	×
貴金属保有	×	×	×	×	×
海外資産保有	×	△ (15)	△ (16)	×	△ (17)

(備考)

- (1) ドイツには法定資料制度が存在しない。
- (2) 個人を対象とする法定資料に限る。
- (3) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。
- (4) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、全ての預貯金等について毎年提出を要求している。
- (5) 当局は税法上、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、随時配当等の実質受益者に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (6) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。
- (7) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、証券業者は、年間のうち税務当局が指定する一定期間内の取引等について報告している。
- (8) 転換社債、新株引受権付社債等につき、必要。
- (9) 当局は税法上、随時土地取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (10) 200 万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。
- (11) 金融機関は、国内と国外との間の一万ドル超の資金移動をもたらす取引の要請・指示等についての記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。銀行は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。
- (12) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。
- (13) 銀行は、預金口座等について、開設日から 30 日以内に、顧客の納税者番号を確認して保存しなければならない。
- (14) 当局は税法上、随時株主名簿の写しの提出を要求する権限を有する。
- (15) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が一万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。
- (16) 当局は税法上、英国外の「同族会社」の持分を所有する者に対し、随時当該会社の資産等に係る資料提出を要求する権限を有する。当局は税法上、英国外の「同族会社」の設立又は管理等に関連して、随時銀行等が顧客の代理人として行った取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。

源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式（未定稿）

	源泉徴収方式					源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	イタリア	アメリカ、カナダ
利子	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (30%)	源泉徴収 (25%)	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (25%)	納税者番号による申告
配当	源泉徴収 (20%)	———	源泉徴収 (25%)	———	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (10%)	納税者番号による申告
(参考) 給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	———	———	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収の上、納税者番号による申告 (年末調整なし)

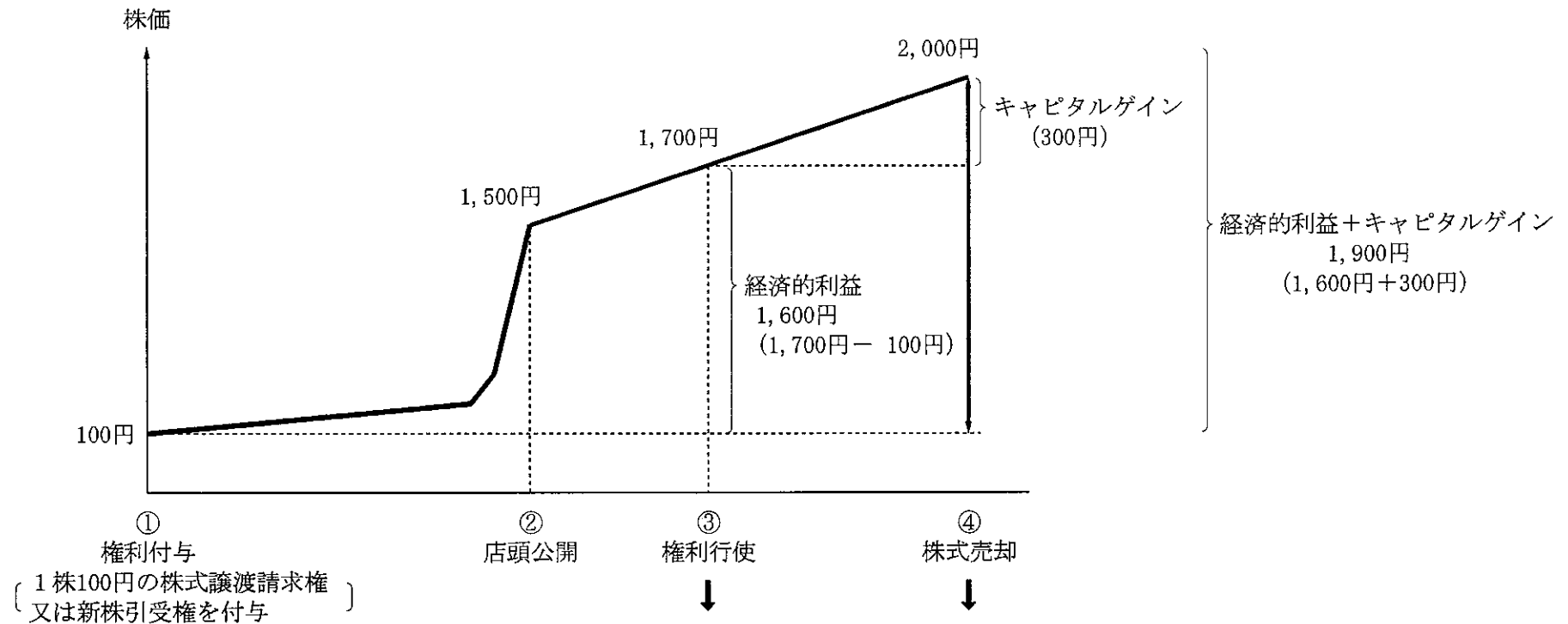
（備考）

1. 日本の利子課税の源泉徴収 20%には地方税（5%）を含んでおり、配当課税は総合課税（源泉徴収 20%）と 35%の源泉分離課税との選択制である。
2. ドイツの利子については、源泉徴収制度を廃止したところ、申告した者としいない者の間で著しい不公平を招いているとして、1991 年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993 年から源泉徴収制度が復活した。
3. フランスの利子課税は、総合課税（源泉徴収なし）と源泉分離課税との選択制である。
4. イタリアの配当課税は、総合課税（源泉徴収 10%）と源泉分離課税 12.5%との選択制である。
5. アメリカは納税者番号制度を申告しなかった者への利子・配当の支払には 31%の裏打ち源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には 30%の源泉分離課税が行われる。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 （1995年現在）	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金、 兵役等	約3億8,100万人 （累積数） （1997年現在）	2億6,303万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金 等	約3,153万人 （累積数） （1997年現在）	2,961万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード （10桁）	税務、年金、住民管理、 諸統計、教育等	全住民	523万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード （10桁）	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全住民	883万人	国 税 庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード （11桁）	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	436万人	登 録 庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、旅券 の発給等	全住民	4,485万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード （1文字8数字）	税務、年金、車両登録 等	全住民	299万人	内務省国家 登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード （文字及び数字の 組合せ）	税務、諸許認可等	約5,000万人 （1997年現在）	5,719万人	財 政 省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード （9桁）	税務、所得保障等	約1,250万人 （1996年現在）	1,805万人	国 税 庁	1988年度税制改正法	1989年

ストック・オプション税制の概要



権利行使時の課税	株式譲渡時の課税
経済的利益 (1,600円) (原則) ● 給与所得として課税 (特例) ● 非課税 (課税の繰延べ)	キャピタルゲイン (300円) (原則) ● 申告分離課税と源泉分離課税との選択可 (特例) ● 経済的利益を含め1,900円 (300円 + 1,600円) に対し申告分離課税 (26%) (源泉分離選択は不可) ● 株式の取得価額は払込価額 (100円) による。

商法の規定による株主総会の決議により付与されたストック・オプションのうち一定の要件(注)を満たすもの
(適格ストック・オプション)

- (注) 一定の要件
- ① 権利行使は株主総会の決議の日から2年以内はできないこと
 - ② 権利行使価額の年間の合計額が1,000万円を超えないこと
 - ③ 取得した株式は一定の方法により証券会社等に保管の委託がされること 等

SPCを活用した資産の証券化（イメージ）

